

条例（平成 27 年 3 月 24 日改正）・規則（平成 28 年 2 月 12 日施改正）

○我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則	備考
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）</p> <p>第 2 章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第 6 条）</p> <p>第 3 章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第 7 条・第 8 条）</p> <p>第 4 章 小規模埋立事業の規制（第 9 条—第 28 条）</p> <p>第 5 章 小規模埋立事業に係る土地所有者等の義務（第 29 条—第 31 条）</p> <p>第 6 章 雑則（第 32 条—第 35 条）</p> <p>第 7 章 罰則（第 36 条—第 40 条）</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成 15 年条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>（近接する土地）</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号の規則で定める近接する土地は、次の各号のいずれかに該当する土地とする。</p>	<p>・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は対象外</p> <p>・公有水面の埋立ては対象外、井溝、青道、溜池、は土地</p> <p>・原材料のたい積例</p> <p>「土地改良プラントでの土</p>

<p>土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。</p> <p>2 この条例において「小規模埋立事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下「埋立事業区域」という。）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等（以下「外部からの搬入土砂等」という。）による土砂等の埋立て等を行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ただし、第1号及び第2号に規定する埋立事業区域の面積の算定に当たっては、土砂等の埋立て等を行う際に、当該埋立事業区域又は同号に規定する埋立事業区域に隣接し、若しくは近接する土地から採取した土砂等を使用して当該埋立事業区域の埋立て等を行った後、当該土砂等を採取した場所に外部からの搬入土砂等を堆積する場合においては、当該採取した土砂等により埋立て等が行われた区域の面積は、外部からの搬入土砂等により埋立て等が行われた面積とみなす。</p> <p>(1) 埋立事業区域の面積が、300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもの</p> <p>(2) 埋立事業区域の面積が300平方メートル未満で、その埋立事業区域に隣接し、又は規則で定める近接する土地において、その埋立事業区域に係る土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日</p>	<p>(1) 埋立事業区域に法定外公共物を挟んで筆が隔てられた土地で、現況が客観的に一体の土地としての外観を有するもの</p> <p>(2) 隣接する土地が土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前1年以内に分筆又は合筆によって地番が変わったことにより、当該土砂等の埋立て等を行う土地と隣接しなくなった土地</p>	<p>砂」「瓦、レンガ」などの原料となる土</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成、ゴルフ場造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象外</li> <li>・赤道・青道等が間にあっても一体の土地としての外観を有する場合。</li> <li>・分筆・合筆等の登記簿の操作によって地番を変えても、土地の履歴から判断する。</li> </ul>
---	--	---

<p>前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、その埋立事業区域と当該既に施工され、又は施工中の埋立事業区域の面積とが合算して300平方メートル以上となるもので、かつ、これらの埋立事業区域の土地の所有者若しくは事業者又はその両方が同一の者であるもの</p> <p>(3) 埋立事業区域の面積が300平方メートル未満であって、外部からの搬入土砂等による埋立て等の高さが1メートル以上で、搬入土量が300立方メートル以上であるもの</p> <p>3 この条例において「小規模一時堆積事業」とは、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模埋立事業をいう。</p> <p>4 この条例において「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する行為であって、同法第29条第1項又は第2項に規定する許可を要するものをいう。</p> <p>(事業者等の責務)</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。</p> <p>2 事業者は、埋立事業区域の周辺関係者（隣接地の所有者、周辺住民、水利権者等をいう。以下同じ。）に対し、土砂等の埋立て等に関する事業内容について事前に説明しなければならない。</p> <p>3 事業者は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。</p> <p>4 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂</p>	<p>(周辺関係者への説明)</p> <p>第3条 事業者は、条例第3条第2項の規定により事業内容を説明するときは、次に掲げる事項について説明しなければならない。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等に係る事業の計画概要</p> <p>(2) 土砂等の運搬に係る留意事項その他の埋立事業区域周辺の環境保全上の留意事項</p> <p>2 条例第3条第2項の規定による説明は、説明会の開催により行うものとする。ただし、説明会を開催しないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、個別訪問又は前項各号に掲げる事項を記載した文書の配布により行うことができる。</p>	<p>・出来る限り説明会を開催すること。</p>
---	---	--------------------------

<p>等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。</p> <p>5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等を使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等の監視、土砂等の埋立て等に係る住民からの苦情の処理その他必要な事項について、千葉県と協力して取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準</p> <p>第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。</p>	<p>(安全基準)</p> <p>第4条 条例第6条の規則で定める安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、同表の基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を</p>	
---	---	--

<p>第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等</p> <p>(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)</p> <p>第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき又は使用されるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに、当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。</p> <p>3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を周辺関係者に提供するものとする。</p> <p>(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)</p> <p>第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等を使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛</p>	<p>的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に定める方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第5条 条例第7条第2項の規定による措置の命令は、小規模埋立事業措置命令書(様式第1号)によるものとする。</p> <p>2 条例第7条第2項の規定による措置の命令を受けた者は、当該命令に係る措置について小規模埋立事業改善計画書(様式第2号。以下「改善計画書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の承認を受けた者は、改善計画書に基づき必要な措置を講じたときは、遅滞なく小規模埋立事業改善措置完了報告書(様式第3号)により、市長に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置命令違反は罰則あり(条例第36条)</li> <li>・許可事業者には取消し処分あり(条例第26条)</li> <li>・平成27年度の改正から「土壌酸度(pH)」の項目が追加(利用目的が樹木栽培の場合表層から1.5m、それ以外は表層から1.0mの土壌酸度が8.1未満)。</li> </ul>
--	---	---

<p>散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>第4章 小規模埋立事業の規制 (小規模埋立事業の許可等)</p> <p>第9条 小規模埋立事業を行おうとする者は、小規模埋立事業に供する区域(以下「小規模埋立事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模埋立事業が次に掲げる事業に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)</p> <p>(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業</p> <p>(3) 開発行為による事業(小規模一時堆積事業を除く。)</p> <p>2 前項第3号に掲げる小規模埋立事業を行おうとする者は、小規模埋立事業区域ごとに、土砂等を搬入する日の20日前までに市長に届け出なければならない。</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p>第6条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区</p> <p>(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p>	<p>・無許可で小規模埋立事業を行ったものは、措置命令、罰則あり(条例第25条、第36条)</p>
--	---	---

<p>(小規模埋立事業に係る土地所有者等の同意)</p> <p>第10条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模埋立事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合は同項第1号から第8号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合は同項第1号から第5号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請</p>	<p>(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けたもの</p> <p>2 前項第7号の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 履歴事項全部証明書</p> <p>(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1項第7号の認定をするときは公共的団体認定通知書(様式第5号)により、認定をしないときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(土地所有者等の同意)</p> <p>第7条 条例第10条第1項(条例第14条第1項及び条例第23条第1項において準用する場合を含む。)及び条例第10条第3項に規定する同意は、条例第9条第1項の許可の申請が、条例第11条第1項の規定によるものである場合は小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)区域内土地使用同意書(様式第6号)に、同条第2項に規定する小規模一時堆積事業である場合は小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書(様式第7号)によらなければならない。</p>	<p>・同意の効力が失われたときは、許可の取消し(条例第26条)</p>
---	---	--------------------------------------

<p>に係る小規模埋立事業区域内の土地につき当該小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 前条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の許可（以下この章において「第9条第1項等の許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業を施工している間に当該許可に係る小規模埋立事業区域内の土地の所有者が変更したときは、変更後の当該小規模埋立事業区域内の土地の所有者に対し、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳、第19条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該小規模埋立事業の施工の状況を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>（小規模埋立事業の計画に係る事前協議等）</p> <p>第10条の2 第9条第1項の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該許可又は届出に係る小規模埋立事業の計画について、市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による協議において、同項の許可を受けようとする者又は届出をしようとする者に対し、当該許可を受け、又は届出をしようとする小規模埋立事業区域の周辺地域の住民の安全を確保し、その生活環境を保全するために必要な指導を行う</p>	<p>2 条例第10条第2項（条例第14条第1項及び条例第23条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、小規模埋立事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。</p> <p>3 条例第10条第2項に規定する同意は、小規模埋立事業区域内施工同意書（様式第8号）によらなければならない。</p> <p>4 条例第10条第3項に規定する同意を得た者は、小規模埋立事業区域内土地所有者変更届（様式第9号）に第1項に規定する小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書又は小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書、土地の所有者が変更したことを確認できる書類及び公図の写しを添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（小規模埋立事業の計画に係る事前協議）</p> <p>第8条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、条例第10条の2第1項の規定により協議を行おうとするときは、土砂等の埋立て等事前計画書（様式第10号。以下「事前計画書」という。）に、次に掲げる書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 小規模埋立事業区域及び周辺家屋等の状況が分かる見取図（縮尺2,500分の1程度の図面で、土砂等の搬入及び搬出の予定経路の記載があるもの）</p> <p>（2） 小規模埋立事業区域の現況平面図（縮尺250分の1か</p>	<p>・不同意及び同意の効力が失われたときは、許可の取消し（条例第26条）</p>
--	--	---

<p>ものとする。</p>	<p>ら500分の1程度の図面で、切土、埋立て、盛土又は土砂等の堆積の範囲の記載があるもの)</p> <p>(3) 小規模埋立事業の完了後の構造が分かる計画平面図(縮尺250分の1から500分の1程度の図面)</p> <p>(4) 小規模埋立事業区域の主要地点の縦断図及び横断図</p> <p>(5) 条例第3条第2項の規定による説明の対象者、日時、方法及び内容並びに第3条第2項ただし書の規定により説明会を開催しない場合にあつてはその理由を記載した書類</p> <p>(6) 暴力団排除に関する誓約書(様式第11号)</p> <p>(7) 住民票の写し(本籍が記載されたものに限る。以下同じ。)(当該許可を受けようとする者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し)</p> <p>(8) 当該許可を受けようとする者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合は、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>2 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、前項に規定する手続のほか、当該許可に係る小規模埋立事業及びそれに伴い発生する行為が別表第2の左欄に掲げる事項に該当する場合は、当該許可を申請する日までに、同表の右欄に掲げる協議担当課と協議しなければならない。</p> <p>3 条例第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、条例第10条の2第1項の規定により協議を行おうとするときは、</p>	
---------------	---	--

<p>(許可の申請)</p>	<p>事前計画書に、次に掲げる書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号から第5号までに掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 我孫子市開発行為等の規制に関する規則（平成13年規則第27号）第6条に規定する開発行為許可通知書（以下「開発行為許可通知書」という。）の写し又は我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号）第6条に規定する開発行為事前協議申請書の写し（受付印の押印があるものに限る。）</p> <p>(3) 開発行為の許可を受けようとする者（以下「開発行為申請者」という。）と当該届出をしようとする者とが異なる場合は、当該開発行為申請者及び当該届出をしようとする者が締結した請負契約書の写し又は委任状</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類及び図面 （現場責任者及び施工責任者）</p> <p>第8条の2 条例第11条第1項第3号に規定する現場責任者及び施工責任者は、現場事務所又は管理事務所を統括する者で、条例第9条第1項の許可を受けようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者の資格を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第12条第2項及び第27条第2項に規定する現場責任者及び施工責任者について準用する。</p> <p>（小規模埋立事業の許可の申請）</p>	<p>・開発行為に該当する場合、事前協議は不要。</p> <p>但し、「小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）届出書（様式第22号）の届出義務はあり。</p>
----------------	--	---

<p>第11条 第9条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 小規模埋立事業区域の位置及び面積</p> <p>(3) 現場事務所（土砂等の搬入（小規模一時堆積事業である場合は、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他小規模埋立事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名（現場事務所を当該小規模埋立事業区域に設置することができない場合は、現場事務所と同等の機能を有する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該小規模埋立事業を管理する施工責任者の氏名及び職名）</p> <p>(4) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量</p> <p>(5) 小規模埋立事業を施工する期間</p> <p>(6) 小規模埋立事業が完了した場合の小規模埋立事業区域の構造</p> <p>(7) 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項</p> <p>(8) 小規模埋立事業が施工されている間において、小規模埋立</p>	<p>第9条 条例第11条第1項の申請書は、小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）許可申請書（様式第12号）とする。</p> <p>2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住民票の写し（条例第11条第1項の規定による申請をする者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し）。ただし、当該申請の日前6月以内に前条第1項の規定によりこれらの書類を既に提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。</p> <p>(2) 条例第11条第1項の規定による申請をする者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。</p> <p>(3) 小規模埋立事業の用に供する施設（小規模埋立事業区域周辺に設置する関連施設等を含む。以下「小規模埋立事業場」という。）及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図</p> <p>(4) 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業区域の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(5) 小規模埋立事業区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図の写し</p> <p>(6) 現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表（様式第13号）</p> <p>(7) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し</p>	<p>・他の法令の許認可等が必要な土地（地域）の場合は、その許認可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要</p> <p>・事業施工中に災害を防ぐた</p>
--	--	---

<p>事業区域以外の地域への当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可を受けようとする小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模一時堆積事業に供する区域（以下「小規模一時堆積事業区域」という。）及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(2) 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量</p> <p>(3) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の堆積の構造</p> <p>(4) 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造</p> <p>(5) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>(届出)</p> <p>第11条の2 第9条第2項の規定による届出をしようとする者</p>	<p>(8) 条例第9条第1項の許可を受けようとする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類</p> <p>ア 健康保険被保険者証の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し</p> <p>(9) 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）に使用される土砂等の搬入計画書（様式第14号）</p> <p>(10) 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書（ほぐし土量換算）</p> <p>(11) 土質試験等に基づく埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書</p> <p>(12) 擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(13) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(14) 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書</p> <p>(15) 小規模埋立事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(16) 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる土地の所有者がある場合は、第7条第1項の小規模埋立事業（土砂等の</p>	<p>めに、工事方法、工程が判明できる書類を添付すること</p> <p>・他の法令の許認可等が必要な土地（地域）の場合は、その許認可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要</p>
--	---	---

<p>は、次に掲げる事項を記載した届出書に、規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 小規模埋立事業区域の位置及び面積</p> <p>(3) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量</p> <p>(4) 小規模埋立事業を施工する期間</p> <p>(5) 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>埋立事業）区域内土地使用同意書又は小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書（当該土地の所有者又は管理者が公共的団体である場合は、当該公共的団体の発行する当該施工に関する承認書、同意書その他これに類する書類）</p> <p>(17) 小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、第7条第3項の小規模埋立事業区域内施工同意書</p> <p>(18) 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書（様式第15号）</p> <p>(19) 条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し</p> <p>(20) 小規模埋立事業事前協議結果報告書（様式第16号）</p> <p>(21) 前条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し</p> <p>(22) 現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないことの理由書（様式第17号）</p> <p>(23) 小規模埋立事業区域が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会に確認したことに対する回答書の写し</p> <p>(24) 小規模埋立事業に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱（昭和46年9月3日千葉県決定）に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの</p>	
---	---	--

	<p>当該届出書の写し</p> <p>(25) その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第11条第1項第9号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名、住所及び本籍とする。</p> <p>4 条例第11条第2項の申請書は、小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）許可申請書（様式第18号）とする。</p> <p>5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2項各号（第4号、第9号から第14号まで、第23号及び第25号を除く。）に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 小規模一時堆積事業に係る小規模埋立事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(3) 小規模一時堆積事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図</p> <p>(5) 小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）に使用される土砂等の搬入及び搬出計画書（様式第19号）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>6 条例第11条第2項第6号の規則で定める事項は、次のとお</p>	<p>・ほぐした土量（<math>m^3</math>）  <math>= L \times \text{地山土量（}m^3\text{）}</math>  地山土量→ほぐし土量（運搬）  の土量変化率（L）は1.2とする。</p>
--	---	--

	<p>りとする。</p> <p>(1) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名、住所及び本籍</p> <p>(2) 小規模一時堆積事業の期間 (許可等の決定)</p> <p>第10条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において許可又は不許可の決定をしたときは、小規模埋立事業許可（不許可）決定通知書（様式第20号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(許可申請の取下げ)</p> <p>第11条 条例第11条第1項又は第2項の規定による申請をした者は、市長が当該申請について許可等の決定をするまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、小規模埋立事業許可申請取下げ申出書（様式第21号）により、市長に申し出なければならない。</p> <p>(小規模埋立事業の届出)</p> <p>第12条 条例第11条の2の届出書は、小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）届出書（様式第22号）とする。</p> <p>2 条例第11条の2の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開発行為許可通知書の写し</p> <p>(2) 開発行為申請者と条例第9条第2項の規定による届出をする者とは異なる場合は、当該届出をする者に係る住民票の写し</p>	
--	--	--

	<p>(当該届出者が法人の場合は、履歴事項全部証明書)。ただし、当該届出の日前6月以内に第8条第3項の規定によりこれらの書類を提出し、その内容に変更がない場合は、省略することができる。</p> <p>(3) 条例第9条第2項の規定による届出をする者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。</p> <p>(4) 小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図</p> <p>(5) 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図(小規模埋立事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(6) 現場責任者(施工責任者)選任証書兼現場組織表</p> <p>(7) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し</p> <p>(8) 条例第9条第2項の規定による届出をする者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明する次のいずれかの書類  ア 健康保険被保険者証の写し  イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し  ウ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し</p> <p>(9) 小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量及び搬入計画書</p> <p>(10) 小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書</p>	
--	---	--

<p>(申請及び届出の制限)</p> <p>第12条 第9条第1項の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による届出をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の申請又は届出をすることができない。</p> <p>(1) 小規模埋立事業を施工する期間が1年を超えているとき(当該許可の申請が小規模一時堆積事業に係る申請であるときを除く。)</p> <p>(2) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請し、又は届出しようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第13条 市長は、第11条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>イ 第26条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人で</p>	<p>(11) 開発行為申請者と条例第9条第2項の規定による届出をする者とが異なる場合は、当該開発行為申請者と当該届出をする者が当該小規模埋立事業に関して請負関係にあることを証する書面</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(届出の受理)</p> <p>第13条 市長は、小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)届出書の提出があったときは、小規模埋立事業届出受理書(様式第23号)を当該届出者に交付するものとする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第14条 条例第13条第1項第1号エの不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者は、条例第11条第1項又は第2項の規定による申請をする日前3年以内に、本市以外の地方自治体の埋立ての許可等に関する条例の規定に基づき氏名等を公表されている者とする。</p> <p>2 条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、現場責任者又は施工責任者とする。</p>	<p>・千葉県及び他都道府県並びに他市町村で3年以内に埋立等の許可等に関して不適正な行為により氏名等を公表されている者。</p>
--	---	--

ある場合においては、当該取消しの処分に係る我孫子市行政手続条例（平成9年条例第9号）第15条の規定による通知があった日  
前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第26条第1項第3号、第4号、第5号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第26条第1項の規定により小規模埋立事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 小規模埋立事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者

カ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

<p>ケ オに掲げる者がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 第10条第1項及び第2項に規定する同意を得ていること。</p> <p>(3) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所には現場責任者（管理事務所を設置する場合は、施工責任者）を置くこと。</p> <p>(4) 小規模埋立事業が1年以内に完了するものであること。</p> <p>(5) 小規模埋立事業が完了した場合において、当該小規模埋立事業に使用される土砂等の堆積の構造が、小規模埋立事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(6) 第11条第1項第7号に規定する搬入計画における小規模埋立事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。</p> <p>(7) 第11条第1項第7号に規定する搬入計画において、第9条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。</p> <p>(8) 小規模埋立事業が施工されている間において、小規模埋立事業区域以外の地域への当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>2 市長は、第11条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請が前項第1号から第3号まで及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。</p>	<p>(構造上の基準)</p> <p>第15条 条例第13条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 条例第13条第2項第1号の規則で定める構造上の基準は、別表第5のとおりとする。</p>	<p>・小規模一時堆積事業以外の無秩序な土砂の搬入を規制</p>
---	--	----------------------------------

<p>(1) 小規模一時堆積事業区域の構造が、当該小規模一時堆積事業区域以外の地域への小規模一時堆積事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</p> <p>3 第11条第1項又は第2項の規定による申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合は、第1項第5号及び第8号並びに前項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2 第9条第1項の許可を受けた者が第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第27条の規定による命令に従って、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。</p>	<p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第16条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第17条 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更</p> <p>(2) 法定代理人の氏名又は住所の変更</p> <p>(3) 現場事務所又は管理事務所の位置の変更</p> <p>(4) 現場責任者又は施工責任者の氏名又は職名の変更</p> <p>(5) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)</p> <p>(6) 小規模埋立事業に使用される土砂等の発生場所若しくは</p>	<p>・小規模一時堆積事業の構造</p>
---	--	----------------------

<p>3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>4 第1項の許可を受けようとする者は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請をすることができない。</p> <p>(1) 第9条第1項の許可を受けた小規模埋立事業を施工する期間を変更する場合であって、当該期間が満了する日から起算して1年を超えているとき（小規模一時堆積事業に係る申請であるときを除く。）。</p> <p>(2) 第9条第1項の許可を受けた小規模埋立事業区域の面積を変更する場合であって、新たに小規模埋立事業区域となる面積が当該許可を受けた小規模埋立事業区域の面積の10分の5を超えているとき又は変更後の小規模埋立事業区域の面積が3,000平方メートルを超えているとき。</p> <p>(3) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請しようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。</p> <p>5 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。</p>	<p>採取場所又は土砂等の搬入計画の変更</p> <p>(7) 小規模埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、小規模埋立事業区域内に設けた排水施設又は小規模埋立事業区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）</p> <p>2 条例第14条第3項の申請書は、小規模埋立事業変更許可申請書（様式第24号）とする。</p> <p>3 条例第14条第3項の規則で定める書類及び図面は、第9条第2項各号及び第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。</p> <p>4 条例第14条第6項の規定による届出は、小規模埋立事業軽微変更届（様式第25号）に前項に規定する変更に係る書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>5 条例第14条第6項の規定による通知は、小規模埋立事業軽微変更届の副本（市の受付印のあるものに限る。）の写しを提出するとともに、第3項に規定する変更に係る書類及び図面を提示して行わなければならない。</p>	
---	--	--

<p>6 第9条第1項等の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該軽微な変更をした日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項の規定により同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第14条の2 第9条第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第11条の2各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、前条第3項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して当該変更しようとする日の10日前までに市長に届け出なければ、当該変更の日以後においては、土砂等を搬入することができない。この場合において、第9条第2項の規定による届出をした者と同項の規定による届出に係る開発行為の許可を受けた者が異なる場合にあつては、当該開発行為の許可を受けた者の同意を得たことを証する書面を当該変更の届出の際に併せて提出しなければならない。</p> <p>（許可の条件）</p> <p>第15条 市長は、第9条第1項等の許可に条件を付することができる。この場合において、その条件は、これらの許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。</p>	<p>（変更の届出）</p> <p>第18条 条例第14条の2の届出書は、開発許可承継届（様式第26号）とする。</p> <p>2 条例第14条の2の規則で定める書類及び図面は、我孫子市開発行為等の規制に関する規則第19条第3項に規定する開発許可承継承認通知書の写しとする。</p> <p>3 開発許可承継届の提出があつた場合においては、第13条の規定を準用する。</p>	<p>・届出を怠った者は罰則あり （条例第38条）</p> <p>・5メートル以上の埋立てには、排水溝を設置すること。 また、完了時に排水検査の実施を許可条件とします。</p> <p>・許可条件違反は取消し処分</p>
---	--	---

<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第 16 条 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者及び同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して当該土砂等を搬入する日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的とした土砂等の堆積(次条において「一時的堆積」という。)を行う場所(当該場所において土砂等が発生場所ごとに明確に区分されているものに限る。)から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当</p>	<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第 19 条 条例第 16 条の規定による届出は、土砂等の量が 5,000 立方メートルまでごとに、小規模埋立事業土砂等搬入届(様式第 27 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第 16 条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第 28 号)とする。</p> <p>3 条例第 16 条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質検査試料採取調書(様式第 29 号)及び地質分析(濃度)結果証明書(様式第 30 号。計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)とする。</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に定める方法により行わなければならない。</p> <p>5 条例第 16 条第 1 号に規定する市長の承認を受けようとする者は、公共事業発生土砂等承認申請書(様式第 31 号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>6 条例第 16 条第 2 号の法令等に基づき許認可等がなされた土</p>	<p>あり(条例第 26 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入届は発生場所ごと、かつ 5,000 立方メートルごとに提出</li> <li>・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、罰則あり(条例第 26 条、第 37 条)</li> <li>・土砂等発生元証明書は省略できない</li> <li>・「一時的堆積」の場所での地質分析結果証明書が必要</li> </ul>
--	---	--

<p>該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めたとき。</p> <p>(土砂等の量等の報告及び土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第17条 第9条第1項等の許可(当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合を除く。)を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項等の許可(当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合に限る。)を受けた者は、当該許可に係る小規模一時堆積事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次</p>	<p>砂等の採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等採取元証明書(様式第32号)とする。</p> <p>7 条例第16条第3号の当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるものは、他の場所への搬出を目的とした土砂等の堆積を行う場所(以下「一時的堆積場」という。)に係る事業について法令等に基づき許認可等を受けた事業者が当該許認可等の権限を有する者に提出した土砂等の発生元に係る証明書の写しとする。</p> <p>8 条例第16条第3号の安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一時的堆積場に係る事業の許認可等を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(2) 一時的堆積場に土砂等を搬入した際に前項の許認可等の権限を有する者に提出した土砂等の分析に係る証明書の写し</p> <p>(土砂等の量等の報告及び土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第20条 条例第17条第1項の規定による報告は、小規模埋立事業(小規模一時堆積事業を除く。)を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(小規模埋立事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。第4項において同じ。))は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、小規模埋立事業を廃止し、又は完了したときは条例第21条第2項又は条例第22条第1項の規</p>	<p>・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり(条例第26条、第37条)</p>
--	--	---

<p>に掲げる事項を記録した土砂等管理台帳（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録。以下同じ。）を作成し、当該許可を受けた日から1年ごとに閉鎖するとともに、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模一時堆積事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。この場合において、当該報告する書面には、土砂等管理台帳の写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所（当該場所において土砂等が発生場所ごとに明確に区分されているものに限る。）</p> <p>(3) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(4) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>定による届出のとき)に、小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）状況報告書（様式第33号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第17条第2項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第34号）とする。</p> <p>3 土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における条例第17条第2項各号に規定する事項について、記録を終了していなければならない。</p> <p>4 条例第17条第2項の規定による小規模一時堆積事業に使用された土砂等の量等の報告は、当該小規模一時堆積事業の許可を受けた日の属する月の末日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（小規模埋立事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、小規模埋立事業を廃止し、又は完了したときは、条例第21条第2項又は条例第22条第1項の規定による届出のとき）に、小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第35号）を提出して行わなければならない。</p> <p>5 条例第17条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小規模一時堆積事業の許可を受けた者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 小規模一時堆積事業の許可年月日及び許可番号</p> <p>(3) 小規模一時堆積事業区域の位置及び面積</p> <p>(4) 小規模一時堆積事業の許可の期間</p>	
--	--	--

<p>(地質検査等の報告)</p> <p>第 18 条 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者及び同条第 2 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者及び同条第 2 項の規定によ</p>	<p>(5) 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量</p> <p>(6) 現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号</p> <p>(7) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(8) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>(9) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名</p> <p>(10) 一つの発生場所又は採取場所から搬入した土砂等の堆積の名称</p> <p>(11) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の量</p> <p>(地質検査等の報告)</p> <p>第 2 1 条 条例第 1 8 条第 1 項に規定する地質検査は、小規模埋立事業を開始した日から 6 月ごと（条例第 2 1 条第 2 項の規定による廃止の届出又は条例第 2 2 条第 1 項の規定による完了の届出を行った場合は、市長が別に指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。</p>	<p>・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり（条例第 2 6 条、第 3 7 条</p>
---	---	--

<p>る届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。</p>	<p>ただし、小規模埋立事業区域の面積が500平方メートル未満である場合は、当該地質検査を省略することができる。</p> <p>(1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模埋立事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点）の土壌について行うこと。</p> <p>(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。</p> <p>(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に定める方法により行うこと。</p> <p>2 小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は、条例第18条第1項に規定する地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模一時堆積事業の許可を受けた日から3月ごと（条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出（表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該小規模一時堆積事業に係る完了の届出を除く。）を行った場合は、市長が別に指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の小規模埋立事業土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積さ</p>	<p>・地質分析（濃度）結果証明書の検査項目には、土壤酸度（pH）も必要。</p>
---	---	---

<p>(関係書類等の縦覧)</p> <p>第19条 第9条第1項等の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る小規模埋立事業が施工されている間、当該小規模埋立事業に関しこの条例の規定により市長に提出した</p>	<p>れている場合は、地質検査を省略することができる。</p> <p>3 条例第18条第1項の規定による報告は、小規模埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1月以内(条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出を行った場合は、市長が別に指定する期日)に、小規模埋立事業地質検査報告書(様式第36号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 第1項の規定により採取した試料の地質検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書</p> <p>4 小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は、条例第18条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模一時堆積事業の許可を受けた日の属する月の末日から3月ごとに当該3月を経過した日から1月以内(条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出を行った場合は、市長が別に指定する期日)に、小規模埋立事業地質検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(関係書類等の縦覧場所)</p> <p>第22条 条例第19条の市長が指定する場所は、現場事務所(現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、当該管理事務所)とする。</p>	<p>・縦覧させなかった者等には取消し処分あり(条例第26条)</p>
--	--	-------------------------------------

<p>書類及び図面の写しを周辺関係者その他当該小規模埋立事業について利害関係を有する者の縦覧に供さなければならない。</p> <p>(標識の掲示等)</p> <p>第 20 条 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る小規模埋立事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名（管理事務所を設置する場合は、施工責任者の氏名及び職名）その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p> <p>(小規模埋立事業の廃止等)</p> <p>第 21 条 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者及び同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、当該小規模埋立事業による土壌の汚染又は当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者及び同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を廃止し、又は 2 月以上中止するときは、当該廃止し、又は中止した日から起算して 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(標識)</p> <p>第 2 3 条 条例第 2 0 条第 1 項に規定する標識は、小規模埋立事業周知標識（様式第 3 7 号）とする。</p> <p>2 条例第 2 0 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小規模埋立事業の許可年月日及び許可番号</p> <p>(2) 小規模埋立事業の目的</p> <p>(3) 小規模埋立事業区域の所在地</p> <p>(4) 小規模埋立事業を行う者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先の電話番号</p> <p>(5) 小規模埋立事業の許可の期間</p> <p>(6) 小規模埋立事業区域の面積</p> <p>(7) 小規模埋立事業に使用される土砂等の発生場所又は採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業の場合は、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）</p> <p>(8) 小規模埋立事業区域の見取図 (小規模埋立事業の廃止等に係る届出)</p> <p>第 2 4 条 条例第 2 1 条第 2 項の規定による届出は、小規模埋立事業廃止（中止）届（様式第 3 8 号）によるものとする。</p> <p>(土壌の汚染等に係る確認)</p>	<p>・違反者には取消し処分あり (条例第 2 6 条)</p> <p>・境界杭、さくなど</p> <p>・規模縮小により事業面積の減少する廃止は、変更許可不要</p> <p>・届出を怠った者には罰則あり (条例第 3 8 条)</p>
---	--	--

<p>ない。</p> <p>3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条第1項等の許可及び同条第2項の規定による届出は、その効力を失う。</p> <p>4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該小規模埋立事業による土壌の汚染がないかどうか及び第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による届出に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(小規模埋立事業の完了等)</p> <p>第22条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を完了したときは、当該完了した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模埋立事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模埋立事業区域が第9条第1項等の許可又は同条第2項の規定による届出の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした者に通知しなければならない。</p>	<p>第25条 市長は、条例第21条第4項及び条例第22条第2項に規定する確認を行うときは、その指定する職員に小規模埋立事業に係る確認書(様式第39号)を作成させるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、現場責任者又は施工責任者は、小規模埋立事業に係る確認書の内容を確認した上で、これに署名するものとする。</p> <p>(小規模埋立事業の完了に係る届出)</p> <p>第26条 条例第22条第1項の規定による届出は、小規模埋立事業完了届(様式第40号)によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の最終段階で、表面を舗装、元々あった表土で被覆等の措置を講ずる場合は、その前に完了届を出し、確認を受けること</li> <li>・届出を怠った者には罰則あり(条例第38条)</li> </ul>
--	---	---

<p>3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p>第23条 第9条第1項等の許可を受けた者から当該許可に係る小規模埋立事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(3) 申請者が第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請をすることが</p>	<p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第27条 条例第23条第2項の申請書は、小規模埋立事業譲受け許可申請書(様式第41号)とする。</p> <p>2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住民票の写し(条例第23条第2項の規定による申請をする者(以下「譲受者」という。)が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し)</p> <p>(2) 譲受者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>(3) 小規模埋立事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(4) 小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)区域内土地使用同意書又は小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書及び小規模埋立事業区域内施工同意書</p> <p>(5) 現場責任者(施工責任者)選任証書兼現場組織表</p> <p>(6) 現場責任者又は施工責任者に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有することの公的証明書の写し</p> <p>(7) 譲受者と現場責任者又は施工責任者との雇用関係を証明</p>	<p>・無許可での譲受けは取消し処分、罰則あり(条例第26条、第36条)</p>
---	--	--

<p>できない。</p> <p>(1) 第1項の小規模埋立事業の全部を譲り受けようとする者が第13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>(2) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請しようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。</p> <p>4 第1項の許可の基準については、第13条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定を準用する。</p> <p>5 第1項の許可を受けて小規模埋立事業を譲り受けた者は、当該小規模埋立事業に係る第9条第1項等の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>6 第9条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る事業の全部を譲り受けようとする者は、あらためて同項の規定による届出をしなければならない。</p> <p>(相続等)</p> <p>第24条 第9条第1項等の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る小規模埋立事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る小規模埋立事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承</p>	<p>する次のいずれかの書類</p> <p>ア 健康保険被保険者証の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第23条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 譲り受けようとする小規模埋立事業の許可年月日及び許可番号</p> <p>(2) 譲り受けようとする小規模埋立事業の許可の期間</p> <p>(3) 小規模埋立事業区域の位置</p> <p>(4) 現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 譲受けの理由</p> <p>(相続等の届出)</p> <p>第28条 条例第24条第2項の規定による届出は、小規模埋立事業相続等届(様式第42号)によるものとする。</p> <p>2 条例第24条第2項の規定による通知は、小規模埋立事業相続等届の副本(市の受付印のあるものに限る。)の写しを提出して行わなければならない。</p> <p>(第三者への委託等ができない部分)</p> <p>第29条 条例第24条の2の規則で定める主要な部分は、現場</p>	<p>・届出を怠った者には罰則あり(条例第38条)</p>
---	---	-------------------------------

<p>継する。</p> <p>2 前項の規定により第9条第1項等の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継した日から起算して10日以内にその事実を証する書面を添付して市長に届け出るとともに、第10条第1項（第14条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項に規定する同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p> <p>（名義貸しの禁止）</p> <p>第24条の2 第9条第1項等の許可を受けた者は、自己の名義をもって第三者に当該許可に係る小規模埋立事業を行わせてはならない。当該許可に係る小規模埋立事業の全部又は規則で定める主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においても、同様とする。</p> <p>（小規模埋立事業に対する措置命令）</p> <p>第25条 市長は、小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模埋立事業を行う第9条第1項等の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者（第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで、又は第14条の2の規定により届出をしなければならない事項を同条の規定による届出をしないで変更した者を除く。）に対し、当該小規模埋立事業を停止し、又は当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の</p>	<p>責任者又は施工責任者が行うべき業務とする。</p> <p>（小規模埋立事業に対する措置命令）</p> <p>第30条 第5条の規定は、条例第25条各項の規定による措置の命令について準用する。</p>	<p>・命令違反者には取消し処分、罰則あり（条例第26条、第36条）</p>
---	--	--

<p>発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第9条第1項若しくは第2項、第14条第1項又は第14条の2の規定に違反して小規模埋立事業を行った者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第26条 市長は、第9条第1項等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第9条第1項等の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第9条第1項等の許可に係る小規模埋立事業を引き続き1年以上行っていないとき。</p> <p>(4) 第10条第1項又は第3項の規定により得た同意の効力が失われたとき。</p> <p>(5) 第10条第3項に規定する同意を得ることができないとき。</p> <p>(6) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(7) 第15条の規定により付した条件に違反したとき。</p> <p>(8) 第16条から第20条までの規定に違反したとき。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・命令違反者には取消し処分、罰則あり(条例第26条、第36条)</li>   <li>・命令違反者には罰則あり(条例第36条)</li>   <li>・汚染土砂使用に対する停止、保全命令違反(条例第7条第2項)</li>   <li>・変更許可違反(条例第14条第1項)</li> <li>・許可条件違反</li> <li>・土砂搬入届、土砂等管理台</li> </ul>
--	--	---

<p>(9) 第 24 条第 1 項の規定により第 9 条第 1 項等の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 13 条第 1 項第 1 号アからケまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>(10) 第 24 条の 2 の規定に違反したとき。</p> <p>(11) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第 9 条第 1 項等の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模埋立事業について前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）</p> <p>第 27 条 市長は、第 21 条第 5 項、第 22 条第 3 項又は前条第 2 項の規定に違反した者に対し、その小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>（関係書類等の保存）</p> <p>第 28 条 第 9 条第 1 項等の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該小規模埋立事業について第 21 条第 2 項の規定による廃止の届出若しくは第 22 条第 1 項の規定による完了の届出をした日又は第 26 条第 1 項の規定による第 9 条第 1 項等の許可の取消しの通知を受けた日から 3 年間、当該小規模埋立事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は</p>		<p>帳作成、 地質等の検査報告、縦覧、標識掲示等の違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・措置命令違反</li> </ul> <p>・廃止、完了、取消し後にも措置命令がかかる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命令違反者には罰則あり(条例第 3 6 条)</li> <li>・命令違反者には罰則あり(条例第 3 7 条、第 3 8 条)</li> </ul>
--	--	--

<p>保存がされている場合は、当該電磁的記録）を保存しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項等の許可（当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳を閉鎖後3年間保存しなければならない。</p> <p>第5章 小規模埋立事業に係る土地所有者等の義務</p> <p>（小規模埋立事業に係る土地所有者の義務）</p> <p>第29条 土地の所有者は、第10条第1項（第14条第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る小規模埋立事業が小規模一時堆積事業以外の小規模埋立事業である場合は当該小規模埋立事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第11条第1項第1号から第8号までに掲げる事項を、当該小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は同条第2項第1号から第5号までに掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>2 第10条第3項に規定する同意をしようとする土地の所有者は、あらかじめ、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳、第19条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該同意に係る小規模埋立事業の施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>3 第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立事業による土壌の汚染及び土砂</p>	<p>（土地所有者による小規模埋立事業の施工状況の把握）</p> <p>第31条 条例第29条第3項の規定による小規模埋立事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模埋立事業区域において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模埋立事業において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該小規模埋立事業において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p>	
---	---	--

<p>等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該小規模埋立事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模埋立事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>4 第 10 条第 1 項又は第 3 項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模埋立事業を行う者に対し当該小規模埋立事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。</p> <p>(小規模埋立事業に係る土地の所有者に対する措置命令)</p> <p>第 30 条 市長は、小規模埋立事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第 7 条第 2 項に定めるもののほか、当該小規模埋立事業に係る第 10 条第 1 項又は第 3 項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第 25 条第 1 項に定めるもののほか、当該小規模埋立事</p>	<p>(土地の所有者に対する措置命令)</p> <p>第 3 2 条 第 5 条の規定は、条例第 3 0 条各項の規定による措置の命令について準用する。</p>	<p>・命令違反者には罰則あり(条例第 3 6 条)</p>
--	--	--------------------------------

<p>業に係る第 10 条第 1 項又は第 3 項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(措置命令等を受けた者から土砂等を譲り受けた者に対する命令等)</p> <p>第 31 条 市長は、第 7 条第 2 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 27 条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を履行しない場合において、当該命令を受けた者が、当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託したときは、これらの譲渡し等を受けた者（以下この条において「土砂等の譲受人等」という。）に対し、当該命令の範囲内において、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。土砂等の譲受人等が当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託した場合においても、同様とする。</p> <p>2 市長は、第 7 条第 2 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 27 条又は前項の規定による命令をしたときは、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示するものとする。</p> <p>3 前項の標識は、第 7 条第 2 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 27 条又は第 1 項の規定による命令に係る埋立事業区域内に設置することができる。この場合において、当該埋立事業区域において土砂等の埋立て等を行う者、当該埋立事業区域に係る土地の</p>	<p>(措置命令を受けた者から土砂等を譲り受けた者に対する命令等の公示)</p> <p>第 33 条 条例第 31 条第 2 項の規則で定める方法は、告示及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。</p>	<p>・命令違反者には罰則あり(条例第 36 条)</p> <p>・標識の設置拒否は罰則あり(条例第 38 条)</p>
--	--	--

<p>所有者、土砂等の譲受人等及び第1項後段に規定する譲渡し等を受けた者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者又は埋立事業区域の土地の所有者に対し、使用された土砂等が安全基準に適合していること等その土砂等の埋立て等に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所(次項において「事務所等」という。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 市職員は、前項の規定により事務所等に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(許可等に関する意見聴取)</p> <p>第33条の2 市長は、第9条第1項、第14条第1項又は第23</p>	<p>(立入検査)</p> <p>第34条 市長の指定する職員は、条例第33条第1項の規定により立入検査をする場合において必要があると認めるときは、事業者に対して小規模埋立事業指導事項票(様式第43号。以下「指導事項票」という。)により指導を行うものとする。この場合において、当該職員は、指導事項票により、改善計画書を指定した期限までに提出するよう求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において、現場責任者又は施工責任者は指導事項票の内容を確認した上でこれに署名し、当該職員は当該指導事項票の写しを事業者に交付するものとする。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第35条 条例第33条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第44号)とする。</p>	<p>・無報告、虚偽の報告には罰則あり(条例第37条)</p> <p>・立入検査を拒む者には罰則あり(条例第37条)</p>
--	--	--

条第1項の許可をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第26条第1項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

（官公署への照会等）

第33条の3 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署に対し照会し、又は協力を求めることができる。

（公表）

第33条の4 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

（1） 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第26条第1項又は第27条の規定による命令に違反した者

（2） 第8条第2項の指導に従わずに土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を発生させた者

（3） 第9条第1項若しくは第2項、第14条第1項、第14条の2又は第23条第1項若しくは第5項の規定に違反して小規模埋立事業を行った者

（公表）

第36条 市長は、第5条の小規模埋立事業措置命令書に記載された措置期限までに事業者が措置命令に従わない場合で、必要があると認めるときは、条例第33条の4の規定による公表を行うものとする。

2 条例第33条の4の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 土砂等の埋立て等を行った場所

（2） 土砂等の埋立て等を行った期間

（3） 土砂等の埋立て等を行った面積

3 条例第33条の4の規定による公表は、我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

<p>(4) 第 15 条の規定により付された条件に違反して小規模埋立事業を行った者</p> <p>(5) 第 24 条の 2 の規定に違反して第三者に小規模埋立事業を行わせた者</p> <p>(手数料)</p> <p>第 34 条 第 9 条第 1 項の許可を受けようとする者は、許可 1 件につき 2 万円の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 第 14 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者は、許可 1 件につき 1 万円の手数料を納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、小規模埋立事業が農業の振興に資すると認めるとき、個人が自己の居住の用に供する住宅を建築すると認めるときその他必要があると認めるときは、前各項に規定する手数料を規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第 3 7 条 条例第 3 4 条第 3 項に規定する手数料の免除は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 土地改良事業（土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）を施行する地域内の水田を水田として使用するために改良を行う場合で、高さ 1 メートル未満のかさ上げを行うとき。</p> <p>(2) 市街化調整区域（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域をいう。）内の水田を水田として使用するために改良を行う場合で、高さ 1 メートル未満のかさ上げを行うとき（外的状況の変化により排水その他の状況が悪化したためにやむを得ないと認められる相当な理由がある場合に限る。）。</p> <p>(3) 耕作放棄地の対策として水田を畑にする事業であると市長が認めるとき。</p> <p>(4) 新規就農事業のために必要があると市長が認めるとき。</p> <p>(5) 土地の所有者が自己の居住の用に供する住宅（二世帯住宅以外の共同住宅を除く。）を建築するために使用するとき。</p> <p>(手数料の免除の申請)</p>	
--	---	--

<p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又</p>	<p>第38条 条例第34条第3項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、小規模埋立事業許可手数料免除申請書(様式第45号)により、市長に申請しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1号から第3号までに掲げる場合 農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項に規定する農地転用の許可の申請又は同項第6号の規定による届出の際に、我孫子市農業委員会に提出した作付計画書、作付誓約書及び農地転用許可申請書又は農地転用届出書の写し</p> <p>(2) 前条第5号に掲げる場合 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し及び土地の所有者が居住する旨の誓約書(様式第46号)</p> <p>(関係書類の提出部数)</p> <p>第39条 この規則の規定により事業者が提出する書類及び図面の提出部数は、正本及び副本各1部とする。</p> <p>(補則)</p> <p>第40条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>・汚染土砂使用の埋立て等に</p>
---	---	----------------------

<p>は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第26条第1項、第27条、第30条第1項若しくは第2項又は第31条第1項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第9条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の規定に違反して小規模埋立事業を行った者</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第9条第2項、第14条の2、第16条又は第23条第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した者</p> <p>(2) 第17条第1項若しくは第2項、第18条第1項若しくは第2項又は第32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 第17条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(4) 第28条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者</p> <p>(5) 第33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰</p>		<p>対する措置命令、災害防止緊急措置命令、無許可者への撤去命令、事業停止及び取消し命令等の措置命令違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無許可、変更無許可、譲受け無許可の者</li> <li>・土砂等搬入届に関する違反</li> <li>・土砂等の量、地質検査等の報告義務違反</li> <li>・土砂等管理台帳に関する違反</li> <li>・立入検査の妨害</li> </ul>
--	--	--

<p>金に処する。</p> <p>(1) 第14条第6項、第21条第2項、第22条第1項又は第24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第28条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者</p> <p>(3) 第31条第3項後段の規定に違反して、標識の設置を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(過料)</p> <p>第40条 市長は、詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に改正前の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正前の</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽微変更届出、廃止届、完了届、相続等届出を怠った者</li> <li>・ 書類の保存を怠った者</li> <li>・ 措置命令違反の標識の忌避</li> </ul>
---	--	---

<p>条例」という。)第6条又は第9条第1項の規定による許可(以下「既許可」という。)を受けている者は、それぞれ改正後の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第9条又は第14条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。</p> <p>3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例第18条第1項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であって同条第2項の規定による届出をしていない者については、改正後の条例第23条及び第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例の施行の際、現になされている改正前の条例第19条、第20条又は第21条の規定による命令は、なおその効力を有する。</p> <p>5 施行日前にした行為及び前項の規定により、なおその効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>6 改正後の条例第5章の規定は、施行日前にされた既許可に係る小規模埋立て等については、適用しない。</p> <p>附 則(平成17年9月30日条例第25号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年3月24日条例第16号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、次項</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の我孫子市埋立て等による土</p>	
--	---	--

<p>の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着手する改正後の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項に規定する小規模埋立事業に係る改正後の条例第9条の規定による許可及び届出、改正後の条例第10条の規定による説明及び同意、改正後の条例第10条の2の規定による協議及び指導、改正後の条例第11条の規定による申請、改正後の条例第11条の2の規定による届出書の提出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例第9条から第13条まで及び第15条の規定の例により行うことができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 施行日前に改正前の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条、第14条第1項又は第23条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例の施行の際現に改正前の条例第9条、第14条第1項又は第23条第1項の許可(当該許可に係る事業が改正後の条例第9条第1項第3号に掲げる小規模埋立事業である場合を除く。)を受けている者は、それぞれ改正後の条例第9条第1項、第14条第</p>	<p>壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第19条の規定により発行されている証明書は、改正後の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第35条の規定により発行されたものとみなす。</p> <p>3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等により使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等により使用される土砂等については、なお従前の例による。</p> <p>4 この規則の施行の際現に我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第16号。以下「改正条例」という。)による改正前の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成15年条例第22号。以下「改正前の条例」という。)第9条の規定による許可(改正前の条例第14条第1項及び改正前の条例第23条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に改正前の条例第16条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成27年9月30日までの間に当該既許可に係る小規模埋立事</p>	
---	---	--

<p>1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けた者とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際現に改正前の条例第 9 条、第 14 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可(当該許可に係る事業が改正後の条例第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小規模埋立事業である場合に限る。)を受けている者は、それぞれ改正後の条例第 9 条第 2 項、第 14 条の 2 又は第 23 条第 6 項の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>6 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第 7 条第 2 項、第 25 条第 1 項及び第 2 項、第 26 条第 1 項、第 27 条、第 30 条第 1 項及び第 2 項並びに第 31 条第 1 項の規定による命令は、なおその効力を有する。</p> <p>7 施行日前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>業区域に土砂等を搬入しようとすることについて、施行日以後に改正条例による改正後の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 16 条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に改正前の条例第 16 条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る小規模埋立事業区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における改正後の条例第 18 条第 2 項、改正後の条例第 21 条第 4 項及び改正後の条例第 22 条第 2 項の規定による確認に係る当該小規模埋立事業区域内の土砂等についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	
--	--	--

別表第1（第4条、第19条、第21条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機 <sup>りん</sup> 燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下	
砒 <sup>ひ</sup> 素	検液1Lにつき0.01mg以下、かつ、埋立て等の用に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1kgにつき15mg未満	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1kgにつき125mg未満	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下	
1,1,1-トリクロロエタン	検液Lにつき1mg以下	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下	
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下	

土壌酸度	検液に対し8.1 pH未満 埋立て等の用に供する土地	地盤工学会基準 (JGS0211-200*)土懸濁液のpH試験方法(採取する土壌は、表層から1.0m(埋立て等の用に供する土地の利用目的が樹木栽培の場合は、1.5m)までの深さの間から採取するものとする。)
------	-------------------------------	--

別表第 2（第 8 条関係）

主な協議事項	協議担当課	
林地及び農用地区内の農用地の埋立てに関する事 と。	環境経済部	農政課
運搬車両が保育園又は幼稚園に隣接する道路を通 過する場合における留意事項に関する事 と。	子ども部	保育課
市道（法定外公共物を含む。）の占用許可及び施工承 認、雨水排水路への排水接続、土砂等の搬入車両の 市道への影響、交通安全施設等に関する事 と。	建設部	道路課
雨水排水路（法定外公共物を含む。）の占用許可及び 雨水排水路への排水接続承認に関する事 と。	建設部	治水課
我孫子市景観条例（平成 1 1 年条例第 1 3 号）第 1 0 条に規定する景観計画区域における埋立て等の景観 に関する事 と。	都市部	都市計画課
建築基準法に規定する建築物又は工作物の設置に関 する事 と。	都市部	建築住宅課
保存緑地及び手賀沼沿い斜面林の開発並びに保存樹 木の伐採に関する事 と。	都市部	公園緑地課
運搬車両が小中学校のスクールゾーンを通過する場 合における留意事項に関する事 と。	教育委員会 教育総務部	学校教育課
農地転用、客土行為その他の農地法に関する手続に 関する事 と。	農業委員会	

別表第3（第9条、第16条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内における許可を要する行為及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55

- 条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
  - 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
  - 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
  - 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
  - 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為及び同法第20条第1項の規定による地区計画等の区域内における許可を要する行為
  - 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
  - 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
  - 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
  - 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
  - 24 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
  - 25 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
  - 26 我孫子市景観条例第16条の規定により届出を要する行為

別表第4（第15条関係）

- 1 小規模埋立事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において小規模埋立事業を施工する場合は、小規模埋立事業を施工する前の地盤と小規模埋立事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（小規模埋立事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合は、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合は、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配

その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
-----	--------------------	--------------------

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合は、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 小規模埋立事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 小規模埋立事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第5（第15条関係）

- 1 小規模一時堆積事業区域の隣接地と小規模一時堆積事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる小規模一時堆積事業区域の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

1, 000平方メートル未満	2メートル以上
1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満	3メートル以上
2, 000平方メートル以上3, 000平方メートル未満	4メートル以上

- 2 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。